

# 容器包装識別表示等に関する家電業界のガイドライン

—第3版—

2013年3月

(平成25年3月)



一般財団法人 家電製品協会

容器包装リサイクル法専門委員会

<読者のみなさまへ>

家電業界の取り組みについては、次のホームページでも紹介しています。

Web: <http://www.aeha.or.jp/project/environment/>

**©Association for Electric Home Appliances 2013.3**

全ての著作権は家電製品協会に帰属します。家電製品協会の事前の書面による許可なく、この出版物のいかなる部分もいかなる形式、いかなる方法によっても、引用または利用することを禁じます。

一般財団法人 家電製品協会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階

T E L 03-6741-5600(代表) F A X 03-3595-0761

Web: <http://www.aeha.or.jp/>

## はじめに

本ガイドラインは、家電製品の容器包装の消費者による分別排出を容易にするために、資源有効利用促進法に基づき、2000年に家電業界として表示の統一を目的に作成されました。

その後 2005年に容器包装の定義の明確化や利用者がよりわかり易いよう、法定表示事項と任意事項の明確化や識別マークの推奨する最小サイズの記載など包装の専門家以外の方にも使いやすいガイドラインとして第2版を発行しましたが、昨今の商品形態の変化も踏まえ、さらに使いやすいガイドラインを目指して改定を行い、第3版を発行いたしました。

主な改定ポイントは以下の通りです。

### <ガイドライン本文の主な改定ポイント>

1. 例に示す商品及び商品名を現在流通している商品に置き換え
2. 一括表示の運用の簡便化
3. 一括表示に用いる推奨用語の見直し
4. 識別マークのサイズ等の運用と背景をわかり易く記載
5. 材料表示、段ボールのリサイクル推進シンボルの運用と背景を明確化

### <表示事例集の主な改定ポイント>

1. 事例集の体裁を具体的な包装形態毎に主な家電製品の表示事例に集約
2. 包装形態毎に見直しし、最新の品目に入替え

なお、本ガイドライン事例集作成にあたっては、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、一般社団法人電池工業会、一般社団法人日本電球工業会及び一般社団法人日本照明器具工業会にご協力をいただきました。また、本ガイドライン改定版作成全般にわたり、一般社団法人日本電機工業会 包装委員会に多大なるご尽力を賜りました。関係者の方々に深謝いたします。

一般財団法人家電製品協会 容器包装リサイクル法専門委員会

## 目次

1. 本ガイドラインについて .....	1
1. 1 背景 .....	1
1. 2 家電製品の容器包装 .....	1
2. 用語の定義 .....	1
3. 多重容器包装の廃棄について .....	2
3. 1 廃棄のタイミング .....	2
3. 2 廃棄のタイミングが異なる容器包装 .....	2
4. <法定表示>識別表示の方法 .....	3
4. 1 基本事項 .....	3
4. 2 無地の容器包装の取扱い .....	3
5. 包装形態別の一括表示位置 .....	3
5. 1 段ボール容器包装 .....	3
5. 2 紙製容器包装 .....	3
5. 3 フィルム容器包装 .....	4
5. 4 シュリンクフィルム容器包装 .....	5
5. 5 ブリスターパック、クラムシェル等のプラスチック製容器包装 .....	5
5. 6 袋容器包装 .....	5
6. 一括表示を行なう際の用語の定義 .....	6
7. 表示の色及び大きさ .....	6
7. 1 印刷の場合 .....	6
7. 2 刻印、エンボス、成型による表示の場合 .....	7
8. <法律以外の補足>自主表示事項 .....	9
8. 1 材料表示との併記 .....	9
8. 2 段ボールのリサイクル推進シンボルの表示 .....	10
改定履歴 .....	11

## 1. 本ガイドラインについて

### 1. 1 背景

容器包装の識別表示は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」）で定められた消費者による分別排出を容易にし、市町村の分別回収を促進する目的で、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」）の中で表示が義務化されているものです。



### 1. 2 家電製品の容器包装

家電製品に用いられる容器包装の多くは、複数の部品から構成される「多重容器包装」となっています。

また、製品の大きさや包装の形態も多岐にわたることから、消費者に対して混乱を与えない、わかりやすく統一性のある表示方法が求められます。本ガイドラインではこれらを考慮したうえで、識別表示の方法について説明すると共に、具体的な包装形態毎に主な家電製品の表示事例を添付しました。

## 2. 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語については JIS Z 0108 包装用語、JIS Z 0104 段ボール用語に準じ、消費者に対する表現に用いる語句については、一括表示の中で定義しました。

- a. 容器包装：商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され又は当該商品と分離された場合に不要となるものをいいます。
- b. 部品：容器包装の一部を構成する個別の容器包装をいいます。
- c. 個別表示：容器包装を構成する各部品に識別表示を行なうことをいいます。
- d. 一括表示：容器包装を構成する部品が印刷、成型などの工程を持たない場合、個別表示ができないので、その代わりに表示可能な容器包装に一括して表示を行なうことが求められています。このような表示を一括表示といいます。一括表示には、全体一括表示と部分一括表示があります。
  - (1) 全体一括表示：個別表示が省略された容器包装の構成部品のみでなく、個別表示がされている容器包装も含め、すべての容器包装の構成部品を表示した一括表示をいいます。
  - (2) 部分一括表示：個別表示が省略された容器包装の構成部品のみを表示した一括表示をいいます。

- e. 容器包装への表示に関する定義：
- ・成 型：射出成型、真空成型など、金型を用いた3次元的な加工をいいます。  
平抜きなどの打ち抜きは含まれません。
  - ・印 刷：物理的制約のないラベル、捺印を含むものとします。
  - ・無 地：容器包装の製造・利用及び輸入販売段階で、印刷、刻印・エンボス、シール・ラベルが施されないもので、容器包装の製造段階において印刷、刻印・エンボスが可能な成型工程を持たない容器包装をいいます。
  - ・物理的制約：
    - ①既存の法定表示等がある一定面積を占めることにより、印刷では高さ6mm、刻印・エンボスでは高さ8mmの識別マークが表示できない容器包装（ラベルを含む）をいいます。
    - ②ラベルを貼り又は刻印することにより表示をすることが、素材上、構造上その他やむを得ない理由により不可能な容器包装をいいます。
- 注) 既存の法定表示とは、家庭用品品質表示法、薬事法等に基づく表示をいいます。
- f. 複合材料：紙とプラスチックのような複数の異なる素材が、接着などの手段により接合され、容易に分離できない材料をいいます。

### 3. 多重容器包装の廃棄について

#### 3. 1 廃棄のタイミング

家電製品に用いられる容器包装を廃棄のタイミングで見た場合、乾電池、電球類などに代表される同一の製品を複数取りまとめた集合包装（以下マルチパックと表示する）とテレビ、冷蔵庫のように1台ずつ包装される個別包装があります。これらの廃棄のタイミングは以下のように定義します。

- a. 個別包装に使用される容器包装は、3. 2項に記載したものを除き、すべて同一のタイミングで廃棄されるものと定義します。
- b. 集合包装で次の製品に類似するものは、同一のタイミングで廃棄されるものと定義します。

容器包装が同一のタイミングで廃棄されると判断される製品の例：

- ・乾電池や電球類のマルチパックなど

#### 3. 2 廃棄のタイミングが異なる容器包装

廃棄のタイミングが異なる容器包装は個別表示の対象とします。

廃棄のタイミングが異なる容器包装の例：

- ・保証書保存袋、シェーバーに付属する潤滑油容器、プリンターのカートリッジなど

## 4. <法定表示> 識別表示の方法

### 4. 1 基本事項

- a. 識別表示の方法は個別表示を行なうことを原則とします。
- b. 一括表示は個別表示が困難な容器包装がある場合に限り行なうこととします。
- c. 一括表示は、表示スペースに応じ、「部分一括表示」または「全体一括表示」を選択してよいこととします。ただしメーカーとしては消費者にわかりやすい表示に努めてください。
- d. 複合材料でできた容器包装（紙とプラスチックの貼り合わせなど）に表示するマークは、質量比率の大きな材料のマークを表示することと定められています。

### 4. 2 無地の容器包装の取扱い

2. 用語の定義の e で定義される無地の容器包装は、個別表示が免除されており、省略可とされていますが、他に一括表示が可能な容器包装がある場合はこれに一括表示を行なうことが必要です。

また廃棄のタイミングが異なる無地の容器包装の場合は、個別表示は不要ですが、一括表示を行うことが必要です。

## 5. 包装形態別の一括表示位置

一括表示を行なう場合は、包装形態により以下のように行ないます。

### 5. 1 段ボール容器包装

- ・外箱上で、廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、PL表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。

#### 【補 足】

段ボールは識別表示を行なう容器包装の対象ではありません。しかし、家電製品における段ボール容器包装では、消費者の目に最初に触れるのが外箱の段ボール箱であることから、段ボール箱上に一括表示を行なうことを原則とします。

### 5. 2 紙製容器包装

- ・外箱上で、廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。

- ・環境性能表示、P L表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。

### 5. 3 フィルム容器包装

#### a) フィルムにすべて印刷がある場合

- ・外装フィルム上で廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、P L表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。

#### b) フィルムがすべて無地の場合

- ・フィルムの内側に、表示可能な台紙や箱などがある場合：台紙や箱に一括表示します。
- ・台紙などが無く、物理的制約のないラベルが貼られている場合：ラベルに一括表示します。
- ・無地のフィルムのみの場合：表示は省略が可能です。

#### c) 集合包装で外装フィルム（集合包装）に印刷があり、内装フィルム（個装）が無地の場合

- ・外装フィルムの消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、P L表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。
- ・内装フィルム（無地）への表示は省略が可能です。

#### d) 集合包装で、外装フィルム（集合包装）が無地、内装フィルム（個装）に印刷がある場合

- ・内装フィルム上で、廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、P L表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。
- ・外装フィルム（無地）への表示は省略が可能です。

### 【補 足】

フィルム容器包装は個装だけではなく集合包装にも多く使用されています。またフィルムに印刷が施される場合と無地フィルムで包装される場合とがあり、これらが組み合わせられた包装も多く、消費者にわかりやすく表示を行なうことが必要です。

#### 5. 4 シュリンクフィルム容器包装

##### a) シュリンクフィルムに印刷がある場合

- ・フィルム上で、廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、PL表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。

##### b) シュリンクフィルムが無地の場合

- ・台紙、または物理的制約のないラベルが貼られている場合はこれに表示してください。
- ・いずれもない場合は表示の省略が可能です。

#### 5. 5 ブリスターパック、クラムシェル等のプラスチック製容器包装

- ・台紙に一括表示をしてください。
- ・台紙がなく、物理的制約のないラベルが貼られている場合はこれに表示してください。
- ・いずれもない場合は表示の省略が可能です。

#### 5. 6 袋容器包装

##### a) 袋に印刷がある場合

- ・袋上で、廃棄時に消費者の目に触れやすい位置に表示してください。
- ・消費者が容易に識別できるよう、配慮してください。
- ・環境性能表示、PL表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合は、同一面に表示を行なうことを推奨します。

##### b) 袋が無地の場合

- ・吊り下げタブなどに表示してください。

## 6. 一括表示を行なう際の用語の定義

識別表示を一括表示で行なう場合、包装の部品を表現するための用語は消費者に正しく理解される用語を用いる必要があります。部品を表す基本用語は、工業会単位で消費者の理解しやすい用語への変更を認められており、家電業界としては以下の用語を推奨することになりました。

一括表示の場合の表示推奨用語：

表示推奨用語*1	部品名称
箱	箱、スリーブ、トレイ、上板、個装箱、中箱
袋	袋、保護袋
シート	シート、保護シート
フィルム	フィルム、保護フィルム、シュリンクフィルム
緩衝材	緩衝材
パック	ブリスタ、クラムシェル
タブ	タブ
仕切り	仕切り、保護パッキン、スペーサ
固定材	リング、帯、ホルダー
台紙	台紙
ジョイント*2	ジョイント、接合（結合）具
バンド*2	PPバンド等
取っ手	取っ手、ハンドル

※1 「表示推奨用語」は、資源有効利用促進法の省令「特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令」における、「役割名」としての「表示推奨用語」である

※2 ジョイントおよびバンドについては、容器包装に該当する要件である「他の部分と一体となって商品を保護又は固定する」機能を有している物は対象、単に荷扱いや製品を束ねるために用いられるものは対象外である

一括表示は表示推奨用語を用いることを原則とし、同じ部品名称が複数存在し、かつ複数の材料が用いられる場合など、消費者が判断しづらい場合は、対象を表記するなど補足語（付属品箱など）を用い消費者にわかりやすい表現をすることとします。

## 7. 表示の色及び大きさ

### 7. 1 印刷の場合

#### 7.1.1 表示色

- ・容器包装全体の模様、印刷面の背景、色彩と比較し、鮮明かつ消費者が容易に識別できる配色としてください。
- ・環境性能表示、PL表示、製品説明、リサイクルマークなどが印刷されている場合、できるだけこれと同じ配色にしてください。

### 7.1.2 大きさ

法定上の大きさは

- ・記号：6 mm以上
- ・文字：6 p t以上

と定められていますが、家電業界では視認性を高めるために次の寸法を推奨しています。

<家電業界が推奨する寸法>



## 7. 2 刻印、エンボス、成型による表示の場合

### 7.2.1 表示色

特に定めません。

### 7.2.2 大きさ

法定上の大きさは

- ・記号：8 mm以上
- ・文字：8 p t以上

と定められていますが、刻印、エンボス、成型による表示は、マークと背景が同じ色であり、消費者にマークの存在がわかり難い傾向があることから、家電業界では視認性を高めるために次の寸法を推奨しています。

<家電業界が推奨する寸法>



### 【補 足】

- 経済産業省「容器包装の識別表示 Q&A」ではプラマークまたは紙マークの寸法は、

上下の長さが印刷、ラベルの場合 **6mm** 以上、刻印の場合 **8mm** 以上と決まっています。(経済産業省「容器包装の識別表示 Q&A」) 本ガイドラインでは印刷、またエンボス・成型による表示品質を考慮して推奨寸法をそれぞれ **12mm**、**30mm** としましたが、視認性が維持でき、かつ包装の大きさに伴う表示スペース、また表示品質が確保できる範囲であれば、**6mm** 以上、**8mm** 以上の表示も可能です。

- b. 容器包装識別表示マークのデザインは、製造機械などによる制約、印刷、金型による表示品質を考慮し、使用するフォント、スリット、線幅など、デザインの変更が認められています。用いるマークはオリジナルを基本としますが、上記理由によるフォント、スリット、線幅の変更は、各社に委ねられています。

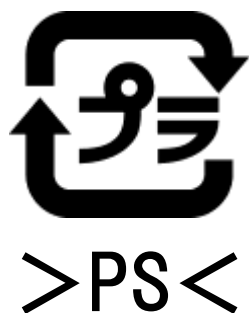
## 8. <法律以外の補足>自主表示事項

以下は法律上の必須事項ではありませんが、各社の裁量により表示を行なってください。

### 8. 1 材料表示との併記

海外で生産し、日本で輸入を行なっている製品など、識別表示と材料表示を併せて表示する場合、材料表示は JIS K 6999 (ISO 11469)「プラスチック—プラスチック製品の識別及び表示」の表記方法に従い、JIS K 6899-1~4 で規定された材料の記号をくぎりマーク“>”及び“<”で挟んで、識別表示の近傍に表示することを推奨します。

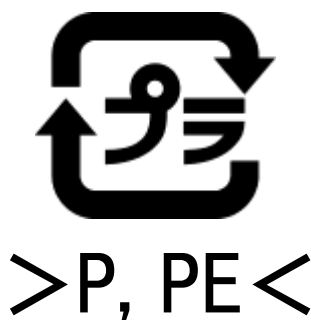
例)



また複合材料の場合は、JIS K 6999 に基づき、次のように表示します。

- ・ 表面の材料記号を最初に記載します。
- ・ 2 番目以降はその他の材料記号をカンマで区切って表面の材料記号の右側に記載します。(順序は任意)
- ・ 質量比率が最も大きな材料の記号の下にアンダーラインを引きます。

例)



上記の例は紙 (P) とポリエチレン (PE) の複合素材で、紙が表にあり、紙に比べて PE の質量比率が大きな場合を表しています。

## 【補 足】

- a. 経済産業省「容器包装の識別表示 Q&A」では、プラスチック製容器包装の材料表示は、JIS K 6899-1 : 2000 (ISO 1043-1 : 1997) で定められている記号を用いて行うことを推奨しています。また、複合材料及び複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨しています。
- b. またプラスチック製容器包装の材料表示で用いられる記号の一例として
  - ・ポリエチレン : P E
  - ・ポリプロピレン : P P
  - ・ポリスチレン : P S
  - ・アクリロニトリル-ブタジエンスチレン樹脂 : A B S

などの記号が掲載されていますが、本ガイドラインでは家電製品の多くが海外で生産されており、包装部品の多くが他の仕向けとの共通部品であり、統一性のあるマークが望まれること、また JIS K6999 : 2004 (ISO 11469 : 2000) では、材料の記号をくぎりマーク“>”及び“<”で挟んで表示すると規定していることから表示例> P S <のような運用を推奨しています。

## 8. 2 段ボールのリサイクル推進シンボルの表示

段ボールリサイクル協議会では、段ボールのリサイクルを推進するために「段ボールのリサイクルマーク」の表示を推奨しています。



ダンボール

段ボールのリサイクルマークの例

段ボールのリサイクルマークを表示する際は、同協議会発行の運用マニュアルに従ってください。 (<http://www.danrikyo.jp/index4.html>)

- a. 表示位置は、他の識別マークの近傍を推奨します。
- b. マークの表示方法は、本ガイドラインに添付した事例を参照してください。

## 改定履歴

第1版：2000年12月発行

第2版：2005年4月発行

全 般：用語の統一及びその他表現の修正

1. 本ガイドラインについて

- ・概要をよりわかり易くするために、「1. 1 背景」と「1. 2 家電製品の容器包装」に分離し解説した

2. 多重容器包装について

- ・第1版では「多重容器包装の廃棄のタイミング」としていたが、よりわかり易くするために、「2. 1 廃棄のタイミング」「2. 2 廃棄のタイミングが異なる容器包装」とし、具体例を挙げて解説した

3. 用語の定義

- ・参照する JIS 規格のうち「JIS-Z0111 物流用語」を削除し、さらに容器包装にかかわる用語について新たに定義を設けた
- ・e. 成形 ⇒ 成型に訂正した
- ・f. 複合材料の定義を追加した

4. <法定表示>識別表示の方法

- ・第1版では「識別表示の方法」としていたが、第8章「<法律以外の補足>任意事項」を加えたことから名称を変更した

4. 1 基本事項

- ・わかり易い表現とするために箇条書きに変更した
- ・d. 複合材料の運用を追加した

4. 2 無地の容器包装の取扱い

- ・2. 2項と内容が重複することから、事例を削除した

5. 包装形態別の一括表示方法

全 般

- ・「環境性能表示、P L表示、製品説明などが・・・」を「環境性能表示、P L表示、製品説明、リサイクルマークなどが・・・」に修正した

5. 1 段ボール容器包装

- ・8. 2項で「段ボールのリサイクル推進シンボルの表示」の記述を設けたため、これに関する注釈を削除した

5. 6 袋容器包装

- ・タイトルを「袋包装」から「袋容器包装」に変更した

6. 一括表示を行う際の実際の用語の定義

- ・一括表示の場合の表示推奨用語の一覧を各推奨用語に該当する部品名称に組みなおした
7. 表示に関する法律で定められた補足事項
- ・第1版では「表示のデザイン、色、大きさ」としていたが、名称を変更した
7. 1 印刷の場合
- 7.1.2 項 大きさ
- ・指定の大きさを法に基づき6mm「以上」、6pt「以上」を追加した
  - ・ガイド文をより消費者視点を重視した記述に変更した
  - ・具体的な寸法がわかるよう、図を追加した
7. 2 刻印、エンボス、成型による表示の場合
- ・タイトルを「エンボスによる表示の場合」から「刻印、エンボス、成型による表示の場合」に修正した
  - ・指定の大きさを法に基づき8mm「以上」、8pt「以上」を追加した
  - ・具体的な寸法がわかるよう、図を追加した
8. <法律以外の補足>任意事項
- ・第1版では「材質表示との併記」だったが、法律上の要求事項との分離を明確にするために名称を変更し、「8. 1 材質表示との併記」、「8. 2 段ボールのリサイクル表示」とした
8. 1 材質表示との併記
- ・参照するJIS規格の番号と名称、及びそれに基づく表示方法を追記した
  - ・具体的な表示例を追加した
8. 2 段ボールのリサイクル表示
- ・業界を通じて運用が強く推奨されていることから新たに追加した

### 第3版：2013年3月発行

全 般：構成をわかりやすくするために、第2章と第3章の順番を入れ替えた

#### 1. 本ガイドラインについて

##### 1. 1 背景：

- ・法律名をわかりやすくするために「 」で囲った

#### 2. 用語の定義

- ・d項に一括表示の種類を追記した
- ・d項の「部分一括表示」の定義を簡略化した
- ・e項の「成型」の「抜き打ち」を「打ち抜き」に修正、また平成十三年三月二十八日「財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第一号 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令」および「財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二

号 特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令」にもとづき、「物理的制約」の定義を追加した

- ・f項の定義を・・・などの手段により「接合され」、容易に・・・とした

### 3. 多重容器包装について

#### 3. 1 廃棄のタイミング

- ・市場変化に伴い、製品例のビデオテープを電球類に変更した

### 4. <法定表示>識別表示の方法

#### 4. 1 基本事項

- ・c項「全体一括表示」の推奨文を簡略化した

#### 4. 2 無地の容器包装の取り扱い

- ・無地の容器包装をわかりやすくするため「第3章のeで定義される」を追加した
- ・文中の用語を法令および関連する文書に揃えた

### 5. 包装形態別の一括表示方法

- ・冒頭の文書を簡素化し、理解しやすくした
- ・5章各項の記述法を「一括表示位置」を優先し、従来の説明事項を【補足】として各項の後に配置した

#### 5. 2 紙製容器包装

- ・項目を「板紙容器包装」から範囲を広げ「紙製容器包装」とした

#### 5. 3 フィルム容器包装

- ・「b）フィルムがすべて無地の場合」の表記に、表示対象物の位置関係、および「台紙や『箱』」を追記した

### 6. 一括表示を行う際の用語の定義

- ・環境省他関連省「容器包装に関する基本的な考え方」（平成18年）に基づき、
  - 「ジョイント」及び「バンド」：封緘具として容器包装の構成品であること
  - 「取っ手」：容器包装の構成品であり、かつ通常の使用において中身の商品と分離して不要となるものであることから、「ジョイント」、「バンド」、「取っ手」を追加した

### 7. 表示の色と大きさ

- ・運用を【補足】として、章の終わりに、より詳細に記載した
- ・タイトルをわかりやすくするため「表示に関する法律で定められた補足事項」から「表示の色と大きさ」と簡略化した

#### 7.1.2 項、7.2.2 項 大きさ

- ・冒頭の記述「記号：6 mm以上、文字：6 p t以上」の意味を分かりやすくするため「法定上の大きさ」を追記した

### 8. <法律以外の補足>自主表示事項

- ・用語を JIS K 6899-1~4、および JIS K 6999 に用いられている用語に変更した

- 例：材質⇒材料、 逆不等号⇒くぎりマーク、 略語⇒記号
- ・複合材料の材料表示方法をわかりやすく箇条書きに修正した
  - ・経済産業省「容器包装の識別表示 Q&A」との運用の差異について【補足】として追記した